第116期
定時株主総会招集ご通知

日　時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

場　所

大阪市中央区南本町四丁目1番1号 当社本社

決議事項

第1号議案　株式併合の件
第2号議案　定款の一部変更の件
第3号議案　取締役6名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

スチール！& アイデア！
ヨドコウ

株式会社 淀川製鋼所
証券コード：5451

目　次

招集ご通知

第116期定時株主総会招集ご通知 …… 2

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項 …… 3
2 会社の株式に関する事項 …… 9
3 会社の新株予約権等に関する事項 …… 10
4 会社役員に関する事項 …… 13
5 会計監査人の状況 …… 16
6 業務の適正を確保するための体制 …… 17
7 株式会社の支配に関する基本方針 …… 20
8 剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 25

連結計算書類

連結貸借対照表 …… 26
連結損益計算書 …… 28
連結株主資本等変動計算書 …… 29
連結注記表 …… 30

個別計算書類

貸借対照表 …… 40
損益計算書 …… 42
株主資本等変動計算書 …… 43
個別注記表 …… 45

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 …… 51
会計監査人の監査報告書 …… 52
監査役会の監査報告書 …… 53

株主総会参考書類

株主総会参考書類 …… 55

（証券コード5451）
平成27年6月2日

株主各位

大阪市中央区南本町四丁目1番1号
株式会社 淀川製鋼所
代表取締役社長 河本隆明

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　平成27年6月24日（水曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市中央区南本町四丁目1番1号　当社本社

3．目的事項

報告事項

1. 第116期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役6名選任の件
第４号議案　補欠監査役1名選任の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yodoko.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事業報告（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、消費増税の影響や夏季の天候不順の影響などから上半期を中心に弱含む状況で推移しました。下半期には日銀による追加金融緩和や米国の利上げ予想などの要因から、円安と株価の上昇が進み回復の期待が高まりましたが、個人消費や鉱工業生産、住宅着工などの回復の足取りは弱く、一進一退の状況が続いております。

世界経済では、米国経済は期間を通し堅調な動きを見せましたが、中国では不動産市況の悪化など減速傾向が強まり、地政学的リスクや世界的な原油価格下落の影響などからその他の地域も総じて力強さを欠く状況で推移しました。

鉄鋼業においては、中国経済の成長鈍化から中国鉄鋼業の輸出に拍車がかかり、海外市況はアジアを中心に軟調に推移するとともに、各地でアンチダンピング調査やセーフガード発動などの動きが見られ不透明感が高まっております。日本国内市場は消費増税後も需要は概ね底堅く推移したものの、下半期においても建設向けや自動車向けの需要が力強さを欠いたことから、期間の終盤には在庫が積み上がる状況となりました。また、前下半期から再び増加した安価輸入材は、中国材の増加などの要因から、円安が進んだにもかかわらず高水準で推移しました。

このような環境のなか、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高1,758億89百万円（前期比183億38百万円増）、営業利益34億28百万円（同26億94百万円減）、経常利益71億73百万円（同４億16百万円減）、当期純利益26億17百万円（同６億53百万円減）となりました。積極的な販売とコストダウンに努めるとともに当社鋼板関連商品の価格改定に引き続き取り組んだこと、また中国の子会社である淀川盛餘（合肥）高科技鋼板有限公司（以下、ＹＳＳ社という。）、およびタイの子会社であるPCM PROCESSING（THAILAND）LTD.（以下、ＰＰＴ社という。）の販売も徐々に増加していることなどから増収となりましたが、原材料価格やエネルギーコストの上昇などの要因からスプレッドが縮小し損益面では厳しい状況が続いております。また、ＹＳＳ社およびＰＰＴ社の販売計画に対する進捗遅れも損益を押し下げる要因となりました。

次に各事業内容の概況についてご説明いたします。

①鋼板関連事業

売上高は1,631億73百万円、営業利益は34億50百万円であります。

＜鋼板業務＞

日本国内のひも付き（特定需要家向け）はめっき商品を中心に堅調に推移しました。店売り（一般流通向け）では上半期は消費増税の影響などから弱含み、下半期は回復傾向ながら勢いを欠く結果となりました。

台湾の子会社、盛餘股份有限公司（以下、ＳＹＳＣＯ社という。）は、台湾国内では採算の良いカラー商品の販売に注力するとともに、輸出では景気回復が続く北米向けの販売量を増やして他地域の落ち込みを補うなど、採算重視の販売活動を進めた結果、増収となりました。

中国ＹＳＳ社の連続式めっき設備および連続式塗装設備、ならびにタイＰＰＴ社の連続式塗装設備については、品質の安定と生産量の拡大に向け、引き続き取り組みを進めております。

これらの結果、鋼板業務については日本国内、海外とも増収となっております。

＜建材業務＞

建材業務の建材商品では、価格改定に取り組むとともに、ルーフ・外壁商品ともに概ね堅調に推移したことから、増収となりました。エクステリア商品では、昨年７月に発売した新型エルモが好評を得ておりますが、消費増税前の駆け込み需要の影響などから減収となりました。工事は複数の比較的大規模な物件が順調に完工したことなどから増収となりました。

これらの結果、建材業務全体としては増収となっております。

②ロール事業

売上高は34億76百万円、営業利益は19百万円であります。

鉄鋼向けロールの需要が回復傾向にあり販売量が増加したこと、また価格改善とコスト削減に取り組んだ結果、増収となりました。

③グレーチング事業

売上高は35億10百万円、営業利益は86百万円であります。

価格改定と積極的川下営業、高機能商品の拡販に取り組みましたが、消費増税前の駆け込み需要の反動などの要因から減収となりました。

④不動産事業

売上高は9億6百万円、営業利益は5億19百万円であります。

賃貸用不動産の効率的運用に努めたこと、また販売用不動産の売上計上があったことなどから増収となりました。

⑤その他事業

売上高は48億21百万円、営業利益は４億94百万円であります。

機械プラントで海外での大口物件の売上計上があったことなどから増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は38億51百万円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社大阪工場 …… 物置生産設備
メガソーラー発電設備
・当社市川工場 …… 酸洗電気品 他更新
・当社泉大津工場 …… 受電変電所設備
・当社福井工場 …… メガソーラー発電設備

②当連結会計年度において継続中の主要設備

・特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額194億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

国内につきましては、ここ数年の間に営業部門の統合やソリューション部門の設置、ロール部門ならびにグレーチング部門での製販一体化など戦略的に組織体系を整備してまいりました。今後は連携による効力を十分に発揮し、更に部門間の横の繋がりやグループ会社間での協働体制を構築することで、中期的課題である国内需要の更なる捕捉を実現してまいります。

海外につきましては、ＹＳＳ社及びＰＰＴ社の軌道乗せが、当面の対処すべき課題であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第113期 (平成24年３月期)	第114期 (平成25年３月期)	第115期 (平成26年３月期)	第116期 (平成27年３月期) (当連結会計年度)
売上高（百万円）	152,777	141,084	157,551	175,889
経常利益（百万円）	7,508	4,946	7,590	7,173
当期純利益（百万円）	3,844	2,516	3,270	2,617
１株当たり当期純利益（円）	24.07	15.82	20.76	16.73
純資産（百万円）	139,716	147,049	156,533	164,899

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売、倉庫業
盛餘股份有限公司（ＳＹＳＣＯ社）	3,211 百万台湾ドル	52.1	鉄鋼製品の製造および販売
淀鋼商事株式会社	370 百万円	94.7	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300 百万円	52.7	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100 百万円	100.0	ゴルフ場などの経営および不動産賃貸
淀川盛餘（合肥）高科技鋼板有限公司（ＹＳＳ社）	124 百万USドル	100.0 (32.3)	鉄鋼製品の製造および販売
PCM PROCESSING(THAILAND)LTD.（ＰＰＴ社）	1,377 百万タイバーツ	75.8	カラー鋼板の製造、加工および販売

（注）1. 当社の議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

2. 淀鋼商事株式会社は平成27年1月1日付で白洋産業株式会社から商号を変更しております。

3. 平成27年3月に当社がYSS社に追加出資したことにより、同社に対する当社の議決権比率が増加しております。

4. 平成26年11月に当社がPPT社に追加出資したことにより、同社に対する当社の議決権比率が増加しております。

(7) 主要な事業内容

事　業	事　業　内　容
鋼板関連事業	冷延鋼板、磨帯鋼、カラー鋼板、ガルバリウム鋼板ほかの表面処理鋼板 建材商品（屋根材、壁材など）、建設工事の設計および施工 エクステリア商品（物置、ガレージ、自転車置場、ダストピットなど）
ロール事業	鉄鋼用ロール、非鉄用ロール
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ事業	グレーチング
不動産事業	ビル賃貸、駐車場経営
その他事業	機械プラント、ゴルフ場経営、倉庫業、運送業、売電(太陽光発電)など

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地				
株式会社淀川製鋼所	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号			
	営業所	名称	所在地	名称	所在地
		札幌	北海道札幌市	大阪統括	大阪府大阪市
		仙台統括	宮城県仙台市	神戸	兵庫県神戸市
		盛岡	岩手県盛岡市	岡山	岡山県岡山市
		新潟	新潟県新潟市	広島	広島県広島市
		長野	長野県長野市	高松統括	香川県高松市
		東京統括	東京都中央区	高知	高知県高知市
		高崎	群馬県高崎市	八幡	福岡県北九州市
		横浜	神奈川県横浜市	福岡統括	福岡県福岡市
		北陸	富山県富山市	鹿児島	鹿児島県鹿児島市
		名古屋統括	愛知県名古屋市	沖縄	沖縄県那覇市
		静岡	静岡県静岡市		
	工場	名称	所在地	名称	所在地
		大阪	大阪府大阪市	泉大津	大阪府泉大津市
		呉	広島県呉市	福井	福井県坂井市
		市川	千葉県市川市		
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪府大阪市大正区鶴町五丁目3番50号			
盛餘股份有限公司（ＳＹＳＣＯ社）	本社	中華民国　高雄市（台湾）			
淀鋼商事株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	千葉県市川市高谷新町5番地			
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司（ＹＳＳ社）	本社	中華人民共和国　安徽省合肥市			
PCM PROCESSING(THAILAND) LTD.（ＰＰＴ社）	本社	タイ王国　チョンブリー県			

（注）平成26年6月30日をもって福山営業所を閉鎖しました。

(9) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,990名	25名増
ロール事業	165	9名減
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ事業	55	変動なし
不動産事業	4	2名減
その他事業	204	6名減
全社（共通）	78	3名減
合計	2,496	5名増

（注）1. 上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,197名	26名減	38.7歳	17.2年

（注）使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

子会社のＹＳＳ社が、みずほ銀行から6千万ドル(72億33百万円)を借入れています。

2　会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　753,814,067株

(2) **発行済株式の総数**　156,112,314株（自己株式23,073,839株を除く。）

(3) **株主数**　7,280名

(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
みずほ信託銀行株式会社	5,470千株	3.50%
株式会社りそな銀行	5,342	3.42
株式会社みずほ銀行	5,310	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,533	2.90
ヨドコウ取引先持株会	4,174	2.67
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,616	2.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,301	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,147	2.01
日本生命保険相互会社	3,093	1.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	3,018	1.93

（注）1. 当社は、自己株式23,073,839株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式（23,073,839株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

3　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成27年3月31日現在）

名　　称	2004年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発行日	平成16年7月12日	平成17年7月14日
新株予約権の数	12個	10個
目的となる株式の種類および数	普通株式　12,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式　10,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成16年7月13日～平成36年6月29日	平成17年7月15日～平成37年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　12個 株数　12,000株 保有者数　4名	個数　10個 株数　10,000株 保有者数　4名

名　　称	2006年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発行日	平成18年7月31日	平成19年8月1日
新株予約権の数	17個	17個
目的となる株式の種類および数	普通株式　17,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式　17,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり478,000円	1個当たり546,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成38年6月29日	平成19年8月2日～平成39年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　17個 株数　17,000株 保有者数　4名	個数　17個 株数　17,000株 保有者数　4名

名　　称	2008年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2009年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発行日	平成20年7月30日	平成21年7月30日
新株予約権の数	25個	36個
目的となる株式の種類および数	普通株式　25,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式　36,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり416,000円	1個当たり365,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成20年7月31日～平成40年6月29日	平成21年7月31日～平成41年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　25個 株数　25,000株 保有者数　4名	個数　36個 株数　36,000株 保有者数　5名

名　　称	2010年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2011年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発　行　日	平成22年7月29日	平成23年8月1日
新株予約権の数	41個	43個
目的となる株式の種類および数	普通株式　41,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式　43,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり280,000円	1個当たり240,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成22年7月30日～平成42年6月29日	平成23年8月2日～平成43年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　41個 株数　41,000株 保有者数　5名	個数　43個 株数　43,000株 保有者数　5名

名　　称	2012年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年1月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発　行　日	平成24年8月1日	平成26年1月31日
新株予約権の数	50個	50個
目的となる株式の種類および数	普通株式　50,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式　50,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり204,000円	1個当たり375,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成24年8月2日～平成44年6月29日	平成26年2月1日～平成45年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　50個 株数　50,000株 保有者数　5名	個数　50個 株数　50,000株 保有者数　5名

名　　称	2014年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発　行　日	平成26年7月31日
新株予約権の数	50個
目的となる株式の種類および数	普通株式　50,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり373,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成46年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の保有状況	個数　50個 株数　50,000株 保有者数　5名

(注) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できます。

(イ) その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

名　　称	2014年7月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
発　　行　　日	平成26年7月31日
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額	1個当たり373,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成46年6月29日
新株予約権の行使の条件	（ア）新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できます。 （イ）その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
当社執行役員への交付状況	個数　　20個 株数　　20,000株 交付者数　　8名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4　会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
國保善次	取締役会長（代表取締役）	京葉鐵鋼埠頭株式会社代表取締役社長
河本隆明	取締役社長（代表取締役）	淀川盛餘（合肥）高科技鋼板有限公司董事長
西村　修	取締役	大阪工場長（兼）ロール事業本部長
大森豊実	取締役	営業本部長
林　眞生	取締役	管理本部長（兼）関係会社担当
石田榮次	取締役	
境口勝己	監査役（常勤）	
森岡司郎	監査役（常勤）	
湯浅光章	監査役	公認会計士・税理士 株式会社ワールド社外取締役
宇津呂　修	監査役	弁護士

（注）1. 取締役石田榮次氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役湯浅光章氏および宇津呂修氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役湯浅光章氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
・就任　平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会において、新たに森岡司郎氏が監査役に就任しました。
・退任　向井信正氏は、監査役を平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、退任しました。
5. 取締役石田榮次氏、監査役湯浅光章氏および宇津呂修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）平成27年4月1日現在の取締役・執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

氏　名	地　位	担　当
國保善次	取締役会長（代表取締役）	
河本隆明	取締役社長（代表取締役）	
大森豊実	取締役専務執行役員	営業本部長（兼）東京支社長、淀鋼商事㈱及びロール事業部管掌
林　眞生	取締役常務執行役員	管理本部長（兼）関係会社担当
西村　修	取締役	
石田榮次	取締役	
大森　眞	常務執行役員	盛餘股份有限公司董事長
二田　哲	上席執行役員	淀川盛餘（合肥）高科技鋼板有限公司総経理
渡辺隆昌	執行役員	営業本部　副本部長（兼）営業二部長・販売部長
服部　格	執行役員	営業本部　副本部長（兼）営業一部長
中野要一郎	執行役員	経営企画本部長（兼）海外事業企画室長・鋼板工場統括
河本善博	執行役員	営業本部　副本部長（兼）製造・開発部長、ヨドコウ興産㈱管掌
隈元稔夫	執行役員	呉工場長（兼）呉工場総務部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	6名	199百万円
監査役	5	37
合計	11	236

（注）1. 上記には、平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。
2. 上記支給額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は17百万円であります。
3. 上記支給額には、平成26年7月16日開催の取締役会の決議により、取締役5名（社外取締役を除く。）に付与したストックオプションとしての新株予約権18百万円（報酬としての額）を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会において年額2億7,500万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等としての重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査役湯浅光章氏は、株式会社ワールドの社外取締役であります。当社は、株式会社ワールドとの間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	石田　榮次	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者としての観点から発言を行っております。
監　査　役	湯浅　光章	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	宇津呂　修	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が(3回)ありました。

５　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区　分	支　払　額
①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	54百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の子会社盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司およびPCM PROCESSING(THAILAND)LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性及び信頼性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 上記以外で記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づき記載すべき事項はありません。

6　業務の適正を確保するための体制

当社は、「淀川製鋼グループ企業理念」に基づく事業活動を通じて、持続的成長を目指す中で、適正な業務執行のための体制を整備し、運用することが経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築し運用しております。

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを含むリスクを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としており、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を制定し、全従業員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努める。

委員会の実務組織として、全部門・事業所毎に推進委員を配置し、教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する情報交換を行い、浸透状況や課題等を委員会に提言する体制とする。

また、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた人が、通報または相談ができる内部通報制度として、社内のみならず、社外にも通報窓口を設置し、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、所管部門において管理方法を定め、適切に管理する。

また、これらの情報は、監査役から閲覧の要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、品質、災害、労働安全、法務、企業買収、情報管理、経理・財務等、リスク領域毎に担当部門を定め、必要に応じ全社委員会やプロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する事項を管理する。担当部門および委員会等は、それぞれのリスクの軽減に取組む。

これら業務執行ルートでの取組みとは別に、会社にとってマイナス或はネガティブなリスク情報を速やかに収集し、損失の発現を最小限にする仕組みを整備し、運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定を行うとともに、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行委員会等を通じて伝達する体制とする。

当社は、執行役員制を導入しており、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図る体制とする。

業務運営については、全社的な予算及び目標を設定し、各部門においては、この目標達成に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議等にて、その進捗状況および施策の実施状況を取締役がレビューする体制とする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「淀川製鋼グループ企業理念」を共有し、子会社においても事業内容・規模に応じた適切な内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性の確保を含め、業務の適正を確保する体制を構築する。

子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、子会社から定期的に報告を受けるとともに、リスク情報を含め、重要案件に関して、適時報告を受け、協議を行うこととする。

当社コンプライアンス・リスク管理委員会は、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を基に、当社グループのコンプライアンスの推進を図る。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査室に監査役会を補助する監査役会担当者を置き、当該従業員の人事等については、総務担当役員と監査役会が意見交換を行う。監査役会担当者は、職務の兼任を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を要求することができる。

(7) 当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社監査役の職務執行により生ずる費用は、請求により当社が支払うものとする。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の従業員は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な法令違反等を認識したときは、速やかに当該子会社の取締役または監査役に報告する。当社並びに子会社の取締役及び子会社の監査役、並びに当社の従業員は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な法令違反等を認識したときは、速やかに当社監査役に報告する。

また、当社並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに的確な報告を行う。

なお、当該報告をしたことを理由に、報告をした者に対して不利な取扱いを行ってはならない。

(9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会やコンプライアンス・リスク管理委員会への出席の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する為、監査役会で計画の上、分担して執行委員会や部門会議等の重要会議に出席する。

当社監査役は、主要な立案書（稟議書）その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることが出来る。

また、代表取締役は、定期的に監査役との意見交換会を開催する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定める。不当要求等を受けた場合は、警察や顧問弁護士と連携し組織的に対応する。

(注)　「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

7　株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の買収行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、買収行為や買収提案の中には、長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買収提案の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買収行為の条件等が企業価値ひいては株主共同の利益と比較して不十分又は不適当であるもの、企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なおうとする意図のあるもの等、買収対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものが存在する可能性があることは否定できません。

当社に対しこのような買収を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令及び当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ）事業内容の充実

当社は、規模の追求よりも個性をもって充実し、社会から必要とされる企業をめざし、鋼板関連事業として、溶融亜鉛めっき鋼板・塗装溶融亜鉛めっき鋼板等の表面処理鋼板を主力とし、その川下加工商品として建材商品及びエクステリア商品等への展開を図り、また、各種ロール、グレーチングの製造・販売のほか、不動産賃貸等の事業活動を行っております。

ロ）選択と集中による収益基盤の確立

当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロムフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材商品及びエクステリア商品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。当社では、海外展開による事業領域の拡大と同時に、事業の選択と集中及び効率化を進め、収益基盤の確立を通じて企業価値向上を目指しております。

ハ）当社グループの価値観共有による企業価値の向上

当社は、当社グループの価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指しております。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生する努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

ニ）環境問題への貢献

環境問題への取組みと致しましては、環境への負荷を低減することは「環境への当社の責任」であり、永年培った技術・ノウハウを製品・工法・サービスに展開していくことが「環境への当社の貢献」と考え、その成果を「環境報告書」として、当社ホームページに掲載しております。

ホ）コーポレートガバナンスの強化

当社のコーポレートガバナンスへの取組みでは、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を一定の範囲で分離し、取締役会の監督機能強化・効率化と業務執行の迅速化を目指して、執行役員制を導入し、さらに、当社経営陣から独立した社外取締役を選任し、取締役の業務執行を監視する体制を強化することにより経営の透明性を高めております。今後ともコーポレートガバナンスの強化を実施していく所存であります。

また、コーポレートガバナンスの基礎となる当社企業理念に基づく事業活動を通じて、企業の社会的責任を果たし、健全なる行動が企業価値の維持向上に繋がるとの認識をもって、内部統制システム整備の一環としてのコンプライアンス体制構築にも取組み、コンプライアンス・ポリシーのもと、行動指針の策定、コンプライアンス・リスク管理委員会の設置、ヨドコウ「ほっとライン」の運営などを行っております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランは、平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において株主の皆様にご承認を賜り継続しており、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社第118期定時株主総会（平成29年6月開催予定）の終結の時までとなっております。

(3) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、以下の理由から、本プランは、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし、原案どおりご承認をいただきましたので株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。また、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断を重視すること

本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否か判断する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤合理的な客観的発動要件を設定していること

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては取締役の任期を1年としており期差任期制ではございませんので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

8　剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと認識いたしております。また、その方策としては自己株式取得ならびに配当金のお支払い等を想定いたしております。その上で、業績に応じた配当のお支払いを安定的、継続的に実施することを基本方針とし、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、先行きの業績見通し、健全な財務体質維持等を勘案して剰余金の配当を実施することとし、「業績に応じた配当のお支払い」の指標としては、連結配当性向年間30%～50%程度を目途といたします。

剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関については、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成27年5月12日開催の取締役会において1株当たり5円と決議しております。これにより、1株当たり年間配当金は、中間配当5円とあわせて10円となります。

(2) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第35条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

（注）本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	当　期 平成27年3月31日現在	前　期(ご参考) 平成26年3月31日現在
【資産の部】		
流動資産	[　115,444]	[　109,545]
現金及び預金	35,175	26,877
受取手形及び売掛金	41,238	40,387
有価証券	505	5,403
商品及び製品	14,278	14,395
仕掛品	4,277	3,975
原材料及び貯蔵品	14,149	11,528
繰延税金資産	381	606
その他	5,625	6,599
貸倒引当金	△188	△229
固定資産	[　104,626]	[　98,230]
有形固定資産	(　59,169)	(　58,797)
建物及び構築物	17,470	17,867
機械装置及び運搬具	20,133	16,235
土地	18,979	19,182
リース資産	1,293	1,276
建設仮勘定	536	3,482
その他	756	752
無形固定資産	(　1,342)	(　972)
のれん	197	－
その他	1,144	972
投資その他の資産	(　44,115)	(　38,460)
投資有価証券	41,885	35,963
長期貸付金	8	20
繰延税金資産	699	650
その他	1,522	1,846
貸倒引当金	△0	△19
資産合計	220,071	207,775

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

（単位：百万円）

科　　目	当　期 平成27年3月31日現在	前　期(ご参考) 平成26年3月31日現在
【負債の部】		
流動負債	[　33,811]	[　32,534]
支払手形及び買掛金	17,900	19,344
短期借入金	7,104	960
リース債務	181	146
未払法人税等	1,244	2,380
賞与引当金	829	902
その他	6,552	8,801
固定負債	[　21,359]	[　18,708]
リース債務	1,192	1,149
繰延税金負債	4,899	2,470
再評価に係る繰延税金負債	852	916
役員退職慰労引当金	93	72
退職給付に係る負債	9,642	9,615
負ののれん	－	7
その他	4,679	4,475
負債合計	55,171	51,242
【純資産の部】		
株主資本	[　130,153]	[　130,422]
資本金	23,220	23,220
資本剰余金	21,209	23,460
利益剰余金	94,908	93,845
自己株式	△9,185	△10,104
その他の包括利益累計額	[　17,059]	[　9,890]
その他有価証券評価差額金	14,150	8,923
繰延ヘッジ損益	－	△0
土地再評価差額金	1,615	1,545
為替換算調整勘定	2,554	933
退職給付に係る調整累計額	△1,260	△1,511
新株予約権	[　165]	[　155]
少数株主持分	[　17,521]	[　16,064]
純資産合計	164,899	156,533
負債・純資産合計	220,071	207,775

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	当期 （平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで）	前期(ご参考) （平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで）
売上高	175,889	157,551
売上原価	154,781	134,871
売上総利益	21,107	22,679
販売費及び一般管理費	17,679	16,557
営業利益	3,428	6,122
営業外収益	（ 4,312）	（ 1,963）
受取利息	343	271
受取配当金	627	489
保険金	95	93
投資有価証券売却益	1,090	282
為替差益	1,459	400
デリバティブ評価益	22	44
負ののれん償却額	7	9
持分法による投資利益	377	142
その他	287	229
営業外費用	（ 567）	（ 495）
支払利息	157	111
減価償却費	―	0
その他	409	383
経常利益	7,173	7,590
特別利益	（ 61）	（ 1,008）
固定資産売却益	2	41
ゴルフ会員権売却益	―	2
受取保険金	11	914
負ののれん発生益	46	49
特別損失	（ 808）	（ 1,349）
固定資産除売却損	85	126
減損損失	588	6
投資有価証券評価損	133	265
災害による損失	―	948
その他	1	1
税金等調整前当期純利益	6,426	7,248
法人税、住民税及び事業税	2,599	3,082
法人税等調整額	582	256
少数株主損益調整前当期純利益	3,244	3,909
少数株主利益	627	639
当期純利益	2,617	3,270

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

連結株主資本等変動計算書(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,220	23,460	93,845	△10,104	130,422
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,570		△1,570
当期純利益			2,617		2,617
自己株式の取得				△1,348	△1,348
自己株式の処分		△5		21	16
自己株式の消却		△2,245		2,245	―
土地再評価差額金の取崩			15		15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	△2,250	1,062	918	△269
当期末残高	23,220	21,209	94,908	△9,185	130,153

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	8,923	△0	1,545	933	△1,511	9,890
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,227	0	70	1,620	250	7,169
連結会計年度中の変動額合計	5,227	0	70	1,620	250	7,169
当期末残高	14,150	―	1,615	2,554	△1,260	17,059

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	155	16,064	156,533
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,570
当期純利益			2,617
自己株式の取得			△1,348
自己株式の処分			16
自己株式の消却			―
土地再評価差額金の取崩			15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9	1,457	8,636
連結会計年度中の変動額合計	9	1,457	8,366
当期末残高	165	17,521	164,899

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数	7社
・連結子会社の名称	高田鋼材工業(株) 盛餘股份有限公司 淀鋼商事(株) 京葉鐵鋼埠頭(株) ヨドコウ興発(株) 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司 PCM PROCESSING(THAILAND)LTD.

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	ヨドコウ興産(株) (株)淀川芙蓉 淀鋼國際股份有限公司 PCM STEEL PROCESSING SDN.BHD. YODOKO(THAILAND)CO.,LTD. 淀鋼建材(杭州)有限公司
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に比べて小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称と数

非連結子会社	なし
関連会社	1社 (株)佐渡島

②持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

イ.非連結子会社	ヨドコウ興産(株) (株)淀川芙蓉 淀鋼國際股份有限公司 PCM STEEL PROCESSING SDN.BHD. YODOKO(THAILAND)CO.,LTD. 淀鋼建材(杭州)有限公司

ロ.関連会社	フジデン(株)
ハ.持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司及びPCM PROCESSING(THAILAND)LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同社の同日現在の決算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4)会計処理基準に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	主として移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

なお、在外子会社は主として移動平均法に基づく低価法であります。

④重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産(ﾘｰｽ資産を除く)　当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 ‥‥‥‥ 3～60年
機械装置及び運搬具 ‥‥ 3～36年

ロ.無形固定資産(ﾘｰｽ資産を除く)　定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ.リース資産　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。なお、在外子会社は引き当てておりません。

ハ.役員退職慰労引当金
国内連結子会社は役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金支給基準内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事物件につきましては、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

⑧重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑨重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、各々の要件を満たしている場合、為替予約については振当処理を用いております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建売掛金・外貨建買掛金

ハ. ヘッジ方針　ヘッジ対象が持つリスクの減少を図ること。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法　為替予約が付されている外貨建金銭債権債務は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

⑩のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑪消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度における期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金並びに損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することと致しました。

また、前連結会計年度において、連結損益計算書上、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん発生益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することと致しました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	60百万円
投資有価証券	16百万円
その他の投資その他の資産	228百万円

担保に係る債務

その他の流動負債	50百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　168,739百万円

(3)偶発債務

①保証債務

下記のとおり金融機関よりの借入に対し保証を行っております。

PCM STEEL PROCESSING SDN.BHD.の銀行借入に対する信用保証	24百万円
淀鋼建材(杭州)有限公司の銀行借入に対する信用保証	50百万円

②その他の偶発債務

当社がアフリカ向けに納入した機械装置において、納入設備の不具合や輸送中の破損等が発生したため、補修等を進めております。

当該補修費用のうち当社が負担すべきと見込まれる金額以外の金額約3億円について、今後の当社外注先との交渉の結果によっては当社で追加負担が発生する可能性があります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	184,186	―	5,000	179,186
合計	184,186	―	5,000	179,186

(注)普通株式の株式数の減少5,000千株は、自己株式消却による減少5,000千株であります。

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月12日取締役会	普通株式	794	5	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月5日取締役会	普通株式	788	5	平成26年9月30日	平成26年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	780	5	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(3)新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株) 当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	当連結会計年度末(百万円)
提出会社(親会社)	ストックオプションとしての新株予約権(注)	普通株式	509	70	48	531	165
合計		―	509	70	48	531	165

(注)当連結会計年度末の新株予約権のうち権利行使可能数は86千株であり、残りは全て新株予約権の割当を受けた者が当社取締役及び執行役員を退任した翌日より権利行使可能であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達する場合、自己資金を充当するものとし、自己資金の不足が想定される場合については、銀行借入もしくは社債を検討することとしております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスク回避のために利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に取引先企業の株式、満期保有目的の債券及びデリバティブを組込んだ複合金融商品であり、また、有価証券は、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金等で、ともに、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建て営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権、営業債務及び貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物予約取引で、リスク管理を効率的に行うために導入しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計処理基準に関する事項の ⑨重要なヘッジ会計の方法をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び国内子会社は取引先の与信管理を徹底し、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。在外子会社については、取引先から取消不可能な信用状の発行を求める等により、信用リスクを回避しております。

満期保有目的の債券、コマーシャル・ペーパーは信用格付けや安全性の高い企業の債券を対象に資金運用を行っておりますので、信用リスクは僅少であります。

また、デリバティブ取引については、高い信用格付けの金融機関とのみ取引を行っているため信用リスクはほとんどないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び営業債務については、為替先物予約により為替の変動リスクを回避しております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、株式につきましては、取引先企業との関係を勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内規定に基づいており、あらかじめ目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額、リスク額の報告・承認体制が確立されております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各事業部門からの報告に基づき財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性についても十分な水準を確保し、流動性リスクを管理しております。

また、不測の資金需要に備え当社は金融機関とコミットメント契約を締結し、在外子会社では金融機関から短期借入金融資枠の提供を受けております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	35,175	35,175	－
(2) 受取手形及び売掛金	41,238	41,238	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,962	2,039	77
その他有価証券	34,308	34,308	－
資産計	112,685	112,762	77
支払手形及び買掛金	17,900	17,900	－
負債計	17,900	17,900	－
デリバティブ取引（※）	(538)	(538)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	470
投資事業有限責任組合	114
優先株	661
合計	1,245

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域及び海外（中華民国）において、オフィスビル、事業用土地、駐車場等の賃貸用不動産及び遊休不動産を所有しております。国内のオフィスビルについては、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高(百万円)	当連結会計年度増減額(百万円)	当連結会計年度末残高(百万円)	
賃貸等不動産	4,523	93	4,616	9,077
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,689	△60	4,628	11,598
合計	9,212	32	9,244	20,676

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は為替換算差額114百万円及び販売用不動産より振替額45百万円であり、主な減少額は建物減価償却額133百万円であります。

(注)3. 当連結会計年度末の時価については、以下によっております。

(1) 国内の不動産については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(2) 中華民国の不動産については、当該政府が公表している不動産価格を元に、算定した価格によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年3月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益(百万円)	賃貸費用(百万円)	差額(百万円)	その他(売却損益等)(百万円)
759	529	230	△7

(注)賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益及び賃貸費用は計上されておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　951円53銭
(2) 1株当たり当期純利益　　16円73銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成27年５月12日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得し得る株式の総数

1,000千株（上限）

③取得する期間

平成27年５月13日～平成27年６月23日

④取得価額の総額

600,000千円（上限）

⑤取得の方法

市場買付

貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	当　期 平成27年3月31日現在	前　期(ご参考) 平成26年3月31日現在
【資産の部】		
流動資産	[　76,314]	[　76,791]
現金及び預金	14,172	11,083
受取手形	1,997	1,888
売掛金	34,725	33,761
有価証券	204	5,403
商品及び製品	11,682	11,759
仕掛品	3,167	2,916
原材料及び貯蔵品	7,314	5,242
前払費用	39	42
繰延税金資産	485	667
その他	2,529	4,032
貸倒引当金	△3	△7
固定資産	[　94,787]	[　89,658]
有形固定資産	(　28,220)	(　28,396)
建物	7,175	7,544
構築物	804	886
機械装置	6,618	4,846
車両運搬具	18	24
工具器具備品	272	293
土地	13,259	13,337
建設仮勘定	72	1,465
無形固定資産	(　194)	(　113)
ソフトウェア	55	57
その他	139	56
投資その他の資産	(　66,371)	(　61,147)
投資有価証券	35,651	29,855
関係会社株式	26,336	22,003
長期貸付金	3,485	8,296
その他	898	1,002
貸倒引当金	△0	△11
資産合計	171,101	166,449

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

（単位：百万円）

科目	当期 平成27年3月31日現在	前期(ご参考) 平成26年3月31日現在
【負債の部】		
流動負債	**[22,918]**	**[27,640]**
支払手形	2,890	3,202
買掛金	11,916	13,040
短期借入金	2,090	2,090
未払金	1,427	2,657
未払費用	2,080	2,236
未払法人税等	612	1,611
前受金	67	1,036
預り金	98	50
賞与引当金	705	777
その他	1,029	936
固定負債	**[11,872]**	**[9,388]**
退職給付引当金	4,500	4,420
長期預り保証金	938	990
繰延税金負債	5,332	3,180
資産除去債務	290	287
その他	810	509
負債合計	**34,790**	**37,028**
【純資産の部】		
株主資本	**[122,308]**	**[120,536]**
資本金	(23,220)	(23,220)
資本剰余金	(21,403)	(23,654)
資本準備金	5,805	5,805
その他資本剰余金	15,598	17,848
利益剰余金	(88,046)	(85,041)
その他利益剰余金	88,046	85,041
固定資産圧縮積立金	1,182	1,167
特別償却積立金	894	216
別途積立金	71,382	71,382
繰越利益剰余金	14,586	12,275
自己株式	(△10,361)	(△11,380)
評価・換算差額等	**[13,836]**	**[8,728]**
その他有価証券評価差額金	13,836	8,728
新株予約権	**[165]**	**[155]**
純資産合計	**136,310**	**129,420**
負債・純資産合計	**171,101**	**166,449**

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	当　期 （平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで）	前　期(ご参考) （平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで）
売　上　高	105,898	102,123
売上原価	89,632	84,296
売　上　総　利　益	16,266	17,826
販売費及び一般管理費	13,160	13,056
営　業　利　益	3,105	4,769
営業外収益	(4,267)	(2,172)
受　取　利　息	520	445
受　取　配　当　金	1,363	756
投資有価証券売却益	1,090	282
そ　の　他	1,293	687
営業外費用	(420)	(360)
支　払　利　息	61	57
そ　の　他	358	302
経　常　利　益	6,953	6,581
特別利益	(12)	(956)
固定資産売却益	0	39
ゴルフ会員権売却益	－	2
受　取　保　険　金	11	914
特別損失	(69)	(1,308)
固定資産除売却損	62	87
減　損　損　失	6	6
投資有価証券評価損	－	265
災害による損失	－	948
そ　の　他	－	0
税引前当期純利益	6,896	6,229
法人税、住民税及び事業税	1,778	2,236
法人税等調整額	530	135
当　期　純　利　益	4,586	3,857

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

株主資本等変動計算書(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
					その他利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	23,220	5,805	17,848	23,654	1,167	216	71,382	12,275	85,041
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△46			46	－
特別償却積立金の積立						703		△703	－
特別償却積立金の取崩						△36		36	－
税率変更による積立金の調整額					61	11		△72	－
剰余金の配当								△1,582	△1,582
当期純利益								4,586	4,586
自己株式の取得									
自己株式の処分			△5	△5					
自己株式の消却			△2,245	△2,245					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△2,250	△2,250	14	678	－	2,310	3,004
当期末残高	23,220	5,805	15,598	21,403	1,182	894	71,382	14,586	88,046

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△11,380	120,536	8,728	8,728	155	129,420
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
特別償却積立金の積立		－				－
特別償却積立金の取崩		－				－
税率変更による積立金の調整額		－				－
剰余金の配当		△1,582				△1,582
当期純利益		4,586				4,586
自己株式の取得	△1,247	△1,247				△1,247
自己株式の処分	21	16				16
自己株式の消却	2,245	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			5,107	5,107	9	5,117
事業年度中の変動額合計	1,018	1,772	5,107	5,107	9	6,889
当期末残高	△10,361	122,308	13,836	13,836	165	136,310

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

鋼板、建材、グレーチング製品及び同仕掛品	総平均法による原価法
ロール製品及び同仕掛品、販売用不動産	個別法による原価法
原材料	総平均法による原価法
貯蔵品	先入先出法による原価法

（注）貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(ﾘｰｽ資産を除く)

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥3～60年

機械装置及び車両運搬具 ‥‥3～17年

ただし、通常の使用時間を著しく超えて操業するものについて超過時間を基準に増加償却を行っております。

②無形固定資産(ﾘｰｽ資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用　　均等償却

(5)引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6)完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事物件につきましては、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

(7)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、各々の要件を満たしている場合、為替予約については振当処理を用いております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：為替予約　ヘッジ対象：外貨建売掛金・外貨建貸付金
③ヘッジ方針	ヘッジ対象が持つリスクの減少を図ること。
④ヘッジ有効性評価の方法	為替予約が付されている外貨建金銭債権は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

(9)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(10)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度における期首の退職給付引当金及び利益剰余金並びに損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

投資有価証券	9百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額	123,020百万円

(3)偶発債務

①保証債務

下記のとおり金融機関よりの借入に対し保証を行っております。

PCM STEEL PROCESSING SDN.BHD.の銀行借入に対する信用保証	24百万円
淀鋼建材(杭州)有限公司の銀行借入に対する信用保証	50百万円
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司の銀行借入に対する信用保証	7,210百万円

②その他の偶発債務

当社がアフリカ向けに納入した機械装置において、納入設備の不具合や輸送中の破損等が発生したため、補修等を進めております。

当該補修費用のうち当社が負担すべきと見込まれる金額以外の金額約3億円について、今後の当社外注先との交渉の結果によっては当社で追加負担が発生する可能性があります。

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,371百万円
短期金銭債務	3,006百万円
長期金銭債権	3,484百万円
長期金銭債務	89百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)売　上　高	52,053百万円
(2)仕　入　高	6,711百万円
(3)営業取引以外の収益	1,064百万円
(4)営業取引以外の費用	258百万円
(5)有形固定資産の購入	2百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	25,352	2,769	5,048	23,073
合計	25,352	2,769	5,048	23,073

(注)1.当事業年度増加の概要

・自己株式買付による増加 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2,661千株

・単元未満株式の買取りによる増加 ‥‥‥‥‥‥ 13千株

・所在不明持分の買取りによる増加 ‥‥‥‥‥‥ 94千株

(注)2.当事業年度減少の概要

・ストックオプション行使による減少 ‥‥‥‥‥ 48千株

・自己株式消却による減少 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 5,000千株

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

	(単位:百万円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,415
賞与引当金	231
有価証券等評価減	1,684
減損損失	131
棚卸資産の簿価切下げ	108
その他	601
小計	4,172
評価性引当額	△2,024
繰延税金資産合計	2,148
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,013
固定資産圧縮積立金	△559
特別償却積立金	△423
繰延税金負債合計	△6,995
繰延税金負債の純額	△4,846

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は564百万円減少し、法人税等調整額が110百万円、その他有価証券評価差額金が674百万円、それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	淀鋼商事㈱	(所有)直接94.7%	兼任3名	当社製品の販売	当社製品の販売	13,725	売掛金	5,512
子会社	ヨドコウ興発㈱	(所有)直接100.0%	兼任2名	土地の賃貸及び不動産の管理委託	資金の借入	―	短期借入金	2,090
子会社	淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司	(所有)直接67.7%間接32.3%	兼任2名	技術供与	資金の貸付	―	長期貸付金	3,484
					増資の引受	2,876	―	―
関連会社	㈱佐渡島	(所有)直接50.0%	兼任2名	当社製品の販売	当社製品の販売	32,792	売掛金	12,677

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し毎期価格交渉の上、決定しております。
- 借入金の利率については、市場金利に基づいて、3ヶ月毎に決定しております。
- 貸付金の利率については、貸付に要する費用相当の金利に親子間スプレッドを加えたものとしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　872円10銭

(2) 1株当たり当期純利益　　29円09銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成27年５月12日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得し得る株式の総数

1,000千株（上限）

③取得する期間

平成27年５月13日～平成27年６月23日

④取得価額の総額

600,000千円（上限）

⑤取得の方法

市場買付

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社淀川製鋼所
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐々木健次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　堀　裕三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　上田美穂　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社淀川製鋼所
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐々木健次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　堀　裕三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　上田美穂　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成27年5月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。

平成27年5月19日

株式会社淀川製鋼所　監査役会

監査役(常勤)	境口　勝己	㊞
監査役(常勤)	森岡　司郎	㊞
監査役	湯浅　光章	㊞
監査役	宇津呂　修	㊞

(注)監査役湯浅光章及び監査役宇津呂修は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

２．併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却または買い取り、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日　平成27年10月1日

４．効力発生日における発行可能株式総数　143,000,000株

５．その他

本議案に係る株式併合は、第２号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第２号議案　　定款の一部変更の件

１．定款の一部変更の理由

第１号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款の一部を変更するものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

２．定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は本議案の決議に係る変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、753,814,067株とする。	第6条　当会社の発行可能株式総数は、143,000,000株とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第7条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条　当会社の単元株式数は、100株とする。
第8条～第37条　（条文記載省略）	第8条～第37条　（現行どおり）
（新設）	附則 第6条及び第7条の効力発生日は、平成27年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。 なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

（注）上記定款第6条（発行可能株式総数）につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日に変更されたものとみなされます。

第３号議案　　取締役６名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	國保（こくぼ）　善次（よしつぐ） （昭和20年12月12日）	昭和 47年 8月　当社入社 平成 13年 6月　当社取締役呉工場長 平成 16年 6月　当社上席執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 17年 6月　当社取締役　常務執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 18年 6月　当社代表取締役社長 平成 24年 4月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 京葉鐵鋼埠頭株式会社代表取締役社長	118,406株
2	河本（かわもと）　隆明（たかあき） （昭和25年4月6日）	昭和 48年 4月　当社入社 平成 16年 6月　当社執行役員呉工場長 （兼）製造部長 平成 18年 6月　当社上席執行役員呉工場長 （兼）製造部長 平成 19年 6月　当社上席執行役員市川工場長 平成 21年 6月　当社取締役 常務執行役員経営企画本部長 （兼）鋼板工場統括 平成 22年 4月　当社取締役 常務執行役員経営企画本部長 （兼）企画部長・物流部長・ 海外事業企画室長・ 鋼板工場統括 平成 24年 4月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 淀川盛餘（合肥）高科技鋼板有限公司董事長	61,943株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	大森 豊実（おおもり とよみ） （昭和23年9月4日）	昭和 48年 4月　当社入社 平成 12年 6月　当社東京支社鋼板部長 平成 16年 6月　当社執行役員東京支社鋼板部長 平成 18年 6月　当社上席執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 21年 6月　当社上席執行役員営業本部副本部長 鋼板部門担当 (兼)東京支社長 平成 21年10月　当社上席執行役員営業本部副本部長 営業一部・営業二部担当 (兼) 営業一部長・東京支社長 平成 23年 6月　当社常務執行役員営業本部副本部長 営業一部・営業二部担当 (兼) 東京支社長 平成 24年 4月　当社常務執行役員営業本部長 平成 24年 6月　当社取締役 常務執行役員営業本部長 平成 27年 4月　当社取締役 専務執行役員営業本部長（兼） 東京支社長、淀鋼商事株式会社 及びロール事業部管掌(現任)	45,696株
4	林 眞生（はやし まお） （昭和24年10月25日）	昭和 47年 8月　当社入社 平成 18年 9月　当社呉工場総務部長 平成 19年 9月　当社経理部長 平成 21年 6月　当社執行役員経理部長 平成 23年 6月　当社上席執行役員経理部長 平成 24年 4月　当社常務執行役員管理本部長 (兼) 経理部長 関係会社担当 平成 24年 6月　当社取締役 常務執行役員管理本部長 (兼) 経理部長 関係会社担当 平成 25年 9月　当社取締役 常務執行役員管理本部長 (兼) 関係会社担当(現任)	37,462株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	※ 佐伯（さえき） 壽一（としかず） （昭和23年3月1日）	昭和 45年 4月　株式会社神戸製鋼所入社 平成 13年 6月　同社理事・大阪支社長 平成 14年 6月　神鋼ケアライフ株式会社 代表取締役社長 平成 23年 6月　同社　顧問役 平成 24年 4月　国立大学法人神戸大学 特命教授・学長補佐（現任）	0株
6	※ 岡村（おかむら） 裕（ひろし） （昭和27年4月13日）	昭和 51年 4月　株式会社大和銀行 （現株式会社りそな銀行）入行 平成 18年 6月　株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員 平成 20年 6月　りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長 平成 21年 6月　株式会社近畿大阪銀行　取締役 平成 23年 6月　大阪厚生信用金庫 非常勤監事（現任） 平成 23年 6月　日本基礎技術株式会社 非常勤監査役（現任） 平成 24年 6月　敷島印刷株式会社 代表取締役社長（現任） 平成 24年 6月　株式会社コーユービジネス 非常勤取締役（現任） 平成 25年 6月　株式会社大阪国際会議場 監査役（現任）	0株

（注）1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の國保善次氏は、京葉鐵鋼埠頭株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に、当社製品の保管、運送等に関する取引関係があります。
3. 上記のほか、各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者とする理由について
佐伯壽一氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
岡村裕氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 取締役候補者の佐伯壽一、岡村裕の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 佐伯壽一、岡村裕の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本契約に基づく賠償責任限度額は、800万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第４号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な 兼職の状況	所有する 当社の株式の数
岩田知孝（いわた ともたか） （昭和45年6月15日）	平成　8年10月　中央監査法人入所 平成 12年 4月　公認会計士登録 平成 14年 8月　株式会社KPMG FAS入社 平成 24年12月　弁護士登録 平成 25年 1月　藤木新生法律事務所入所 平成 27年 2月　招和法律事務所　開所 現在に至る	0株

（注）1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 岩田知孝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 岩田知孝氏は、社外監査役の要件を満たしております。

4. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

岩田知孝氏につきましては、長年の公認会計士として培われた高い財務および会計の知識に加え、弁護士としての法的な専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・弁護士として財務、会計及び法律に精通し、企業経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 岩田知孝氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定および当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本契約に基づく賠償責任限度額は、800万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

会場　大阪市中央区南本町四丁目1番1号　　当社本社



（交通のご案内）

地下鉄御堂筋線本町駅（8号出口）より徒歩1分。